別紙

主催者催事等協賛プロモート委託業務 特約条項

**１．委託料**

（１）委託料の算定

受注者が主体的に活動し、協会と企業・団体との間で協賛契約の締結を実現した場合、受注者が獲得した協賛金額（消費税及び地方消費税を含む）について、提案のあった割合（上限20％）を活動費（消費税及び地方消費税を含む）として支払う。また、査定の時期については、協会と協賛者が契約を締結したタイミングとする。

なお、協賛プロモート活動にかかる経費を差し引いた差額がマイナスとなっても、協会はこれを補填しない。

（２）委託料の支払い

協会への協賛金の入金が確認できた月日以降にはじめて到来する月末時点で締め、翌月10日（休日の場合は翌営業日）までに受注者に明細を示す。

受注者は、上記後、協会に報酬マージンを請求し、協会は、受注者から請求を受けた日から30日以内（休日の場合は翌営業日）に、検収のうえ適正と判断したものについて報酬を支払うものとする。

　（３）その他

　　　　受注者が、物品や役務等の提供、無償貸与の提案を協会に取り次いだ場合の報酬は、発生しないものとする。